

## 第5回 河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会 議事要旨

平成29年6月12日（月）10:30～12:15

中央合同庁舎3号館1階A会議室

### 【出席者（学識委員）】

山岸哲委員長、  
池内幸司委員、高村典子委員、谷田一三委員、  
辻本哲郎委員、中村太士委員

### 【今後の進め方】

- ・提言のとりまとめについては、委員長に一任されることとなった。

### 【議論（要旨）】

#### ●目標の設定について

- ・多自然川づくりについては、「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う」ことがまさに目標だと思いが、事業者に対して、これ以外にどのような目標を具体的に求めているのかがわかりづらい。

→ご指摘の文言は平成18年にとりまとめた「多自然川づくり基本指針」に記載されたものであり、これはこれで多自然川づくりの大きな目標であると言える。各河川においては、このような基本的な考え方にに基づき、具体的な改修や管理に結びつくような目標を定め、それを引き継いでいくことが重要であると考えている。

- ・「2. (2)河川環境のマクロ評価」で、「多自然川づくりの実施による河川生態系への影響を明確に示すことには至らなかった。」としているが、河川水辺の国勢調査の結果は、多自然川づくりによる影響のみでなく、気候などほかの要因も関係しており、マクロな視点で評価することは不可能ではないか。「4. (2)③多自然川づくりが河川生態系へもたらす変化の把握」で記述されているミクロな視点については、実現可能と思うが。

→河川環境のマクロ評価の該当箇所は、第2、3回委員会で説明した河川水辺の国勢調査の結果の資料及び議論を踏まえ記述させていただいた。委員ご指摘のとおり、河川管理者が把握している川のデータだけでは、面的な情報が不足している。敢えて言えば、全国の面的なマクロ評価を行う際には、河川管理者として把握している川の情報を提供することができるということ。

- ・「多自然川づくりの実施による」という文言が不要なのではないか。日本の河川の状態をマクロ評価していく姿勢は大事だが、多自然川づくりの影響と結びつける必要はないのではないか。
- ・河川水辺の国勢調査の結果は、多自然川づくりの影響だけではないというのは理解できる。一方、多自然づくりにどれだけ投資したらどれだけ効果があったかということを出していく必要がある。多自然川づくりの方向を示すような日本全国の目標を検討することは重要である。数値的な目標があると点検を濃密に行うことができ、予算も確保しやすいのではないか。EUではすでに、ある段階のあるステージまでいかないと補助しないという取り決めがある。例えば、定性的であってもステージを5段階設定して、第2ステージから第4ステージに10年間でこれだけ変えていくという方法などを用いれば、定量的な評価につなげることができるのではないか。
- ・多自然川づくりについては、個別箇所のモニタリングでうまくいっているかどうかを確認するという見方もあるが、生態系ネットワークのような大きな視点からどこに多自然川づくりを行えば、どれだけマクロな効果が得られるかということも考えていくべき。
- ・「4. (1)①環境目標設定の手法確立と実践展開」について、「現況の自然環境・・・保全する」との記述があるが、現況を少しでも良くしようという方向からすると、「保全する」ととどまっているのはネガティブに見えてしまう。  
→目標設定について、河川環境の目標がどのような目標かわからないという点と多自然川づくりの政策的な評価がないので取り組むべきという点の大きく2点の意見をいただいた。ご意見を踏まえ、「2. (2)河川環境のマクロ評価」については、「しかし、これらの分析からは多自然川づくりの実施による河川生態系への影響、効果などを抽出するまでには至らなかった。」とし、「3. (1)目標の設定」については、冒頭を「各河川の河川環境の目標は、・・・」とし、また、多自然川づくりを政策として全体的な評価ができていないことを追加する。「4. (1)①環境目標設定の手法確立と実践展開」については、冒頭を「各河川の目標設定に向けて・・・」とし、最後のところに、多自然川づくりの政策の評価を研究し取り組んでいくことを追加する。

●個別または全体について

- ・「3. (5)日本の河川環境の将来像」について、山については、戦後に過少利用（アンダーユース）となったのは確かだと思うが、川については、畑など堤外地を利用

してきて、人口減少が始まった時期に利用が減っていくので、時間軸が異なるのではないか。

- ・「4. 対応方針」について、多自然川づくり基本指針のように一つのワードになっているものについては「」をつけるべき。
- ・「4. (2)①多自然川づくりの技術的なレベルアップ」について、「溪流部」は、「溪流」としたほうがよい。
- ・「4. (2)②多自然川づくりの一連の取り組み過程の徹底」について、「景観や親水性の確保・・・仕組みを構築する。」とあるが、多自然川づくりの目標を生物の生息、生育、繁殖環境を保全、向上としているなら、多自然川づくりを推進するために、このような連携をするという記述にしたほうがよいのではないか。
- ・多自然川づくりと自然再生事業は不可分なので、自然再生事業について記述がないことが気になる。
- ・川の自然は川に作らせることを「営力」としているが、もう少し強く打ち出すとよいのではないか。また、普及啓発のところでアウトリーチが弱く、多自然川づくりを行った現場がわからないので、どのような目標を立て、どのように工夫をして多自然川づくりを行ったのかが分かるような説明看板を立てたほうがよい。

#### ●提言の対応方針を踏まえた、今後の取り組み

- ・今後の進め方について、3点申し上げる。1点目として、現場で実行していく仕組みをよく考えてほしい。維持管理などのルーチンワークに組み込み、持続的に取り組んでいただきたい。手段としては i-Construction を維持管理でも用いて、現場の生産性・効率性を上げてほしい。2点目として、河川全体を視野に入れて取り組んでいただきたい。3点目として、河川法改正後の取り組みについて、環境だけではなく、治水、防災についてもレビューを行い、方向性を示していただきたい。
- ・この提言を機に、多自然川づくりが市民に広く浸透し、世界に誇れる河川づくりの取り組みにつながっていくことを期待している。全国のカワガキが多自然川づくりがよい川の基本と言ってくれるようになるとうい。
- ・目標設定の評価手法を検討について、目標設定の評価手法か多自然川づくりを行ったことの評価手法のどちらなのかを教えてください。局所的なモニタリングを如何に効率的に行うかということが、多自然川づくりのレベルアップにつながり、成果の評価につながると考えるが、含まれるのか。  
→これまでの委員会で説明した評価手法について、議論を重ねることを考えている。

- ・局所ではなく水系全体としてどれだけ効果を得たかという評価をして計画にフィードバックしたいということだと理解する。局所の評価については、河川生態学術研究などで取り組んでいるのではないか。
- ・多自然川づくりは、地方では、河川計画課、河川工事課、河川管理課、河川環境課が対応しているので、バラバラの対応にならないように本省からの指導、配慮をお願いしたい。
- ・担当者が2年程度で異動して次の担当者に伝わっていないことがある。技術を高めるためには、何のために行ったのかを残さなければならない。モニタリングが徹底できればよいが、全ての箇所で行うのは無理があるので、目的や内容がしっかりと次の担当者に伝わるように残していただきたい。
- ・現実的には、利活用をする人と自然保護をしようとする人とは考えが違っており、生態系の保全と人の利用について、どのように折り合いをつけるのが難しい。また、記述している生物について全てということではなく、あくまで生物多様性のために保全等が必要であるということを現場にしっかり伝えていただきたい。
- ・河川環境教育とは何かということをよく考えて実施してほしい。

以上